

第9節 動力消防ポンプ設備

1 設置場所

政令第20条第4項第4号の規定によるほか、動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車または自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに当該水源の直近で、かつ、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

2 性能

政令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）」の別表に規定する規格放水性能時における規格放水量以上であること。

(参考)

ポンプの級別	放水性能	
	規格放水性能	
	規格放水圧 (MPa)	規格放水量 (m ³ /min)
A-1	0.85	2.80以上
A-2	0.85	2.00以上
B-1	0.85	1.50以上
B-2	0.70	1.00以上
B-3	0.55	0.50以上
C-1	0.50	0.35以上
C-2	0.40	0.20以上

※ D-1級およびD-2級は、規格放水量が0.2m³/minに満たないため、防火対象物に設置する動力消防ポンプ設備の基準に該当しない。

3 水源

水源は、政令第20条第4項の規定によるほか、次によること。

(1) 地盤面下に設けるもので吸管投入孔を設けるもの。

ア 吸管投入孔

(ア) 吸管投入孔の大きさは、直径0.6m以上の円形とすること。

(イ) 吸管投入孔には、鉄蓋等を取付けること。この場合、設置場所が車両の通行に供される場合にあつては、車両通行に耐える強度のものとする。

イ 水質

水源の水質は、第2節屋内消火栓設備2.(1)を準用すること。

ウ 水源水量

(ア) 水源の水量は、地盤面の高さから4.5m以内の水源を有効水量とすること。

(イ) 他の消防用設備等の水源とは併用しないこと。

(ウ) 水源は、常時有効水量を貯えることができ、かつ、規格放水量が連続して取水できるものとする。

エ 有効水量の確保

吸管投入孔の直下には、サクシヨンピットを設けること。

この場合、サクシヨンピットの大きさは、直径または一辺の長さが0.6m以上、深さが0.5m以上とすること。

オ 水源水槽の構造

水源水槽の構造は、第2節屋内消火栓設備2.(4)を準用すること。

(2) 地盤面下に設けるもので、採水口を設けるもの

ア 採水口

(ア) 採水口は、「消防用ホースに使用する差込式またはねじ式の結合金具および消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）」に規定するもので、設置する動力消防ポンプ設備の吸管が接続することができるものとする。

(イ) 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。

(ウ) 採水口は、認定品を使用すること。

イ 配管

配管は、省令第12条第1項第6号ニ、ホ、トおよびチの規定に準じて設けること。

ウ 水質

(1). イを準用すること。

エ 水源水量

(1). ウを準用すること。

オ 有効水量の確保

(1). エを準用すること。

カ 水源水槽の構造

(1). オを準用すること。

(3) 地盤面より高い部分に設けるもの

ア 採水口

(ア) 採水口は、(2). アを準用すること。

(イ) 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

イ 貯水槽等

(ア) 設置場所は、第2節屋内消火栓設備1.(2). アを準用すること。

(イ) 機器は、第2節屋内消火栓設備1.(2). イを準用すること。

ウ 水質

(1). イを準用すること。

エ 水源水量

第2節屋内消火栓設備2.(3). イ.(ア)を準用すること。

オ 配管

配管は、(2). イを準用すること。

カ 貯水槽の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、第2節屋内消火栓設備6を準用すること。

キ 凍結防止措置

水源および配管等の消火水が凍結するおそれのある部分には、凍結防止措置を講じること。

4 器具

- (1) 吸管は、前3に定める水源から有効に使用できる長さのものを設けること。
- (2) ホースは、政令第20条第4項第2号の規定によるほか、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるもので、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数以上を設けること
- (3) ノズルは、第8節屋外消火栓設備10.(2)を準用すること。

5 表示

- (1) 動力消防ポンプの設置場所には、動力消防ポンプの設置場所である旨の表示をすること。
- (2) 水源には、動力消防ポンプ設備用の水源である旨の表示をすること